弥富市狭あい道路拡幅整備申請手続きの流れ

①敷地に接する道路が「狭あい道路」に該当するか事前調査

↓

②「事前協議申出書」（第１号様式）の提出
・確認申請を行おうとする日の 30 日前まで
・後退用地の利用方法及び形態を変更しようとする日の 30 日前まで

↓

③現地調査

↓

④「協議結果通知書」（第３号様式）の交付

↓

⑤協議結果による手続き

１．寄附する場合

↓

「寄附申出書」（第５号様式）の提出

↓

用地境界測量の実施

↓

塀等の除去、配管等移設

↓

分筆・所有権移転登記

↓

「狭あい道路拡幅整備助成金等交付申請書」の提出
（第６号様式）

↓

助成金等支払い

↓

拡幅整備

↓

市が維持管理

２．寄附しない場合

↓

後退くいの配布

↓

「後退くい設置届」の提出
（第２号様式）

↓

後退くい設置の確認

↓

建築主等が自主管理する

市が行う事項　　建築主等が行う事項